



Title	言葉を理解するとはどういうことか? : §4 Davidson の真理条件意味論2
Author(s)	入江, 幸男
Citation	
Version Type	AM
URL	https://hdl.handle.net/11094/14250
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

2010年度1学期 金曜3限 学部「哲学講義」大学院「存在論講義」
「言葉を理解するとはどういうことか?」
第五回講義 2010年5月21日

§ 3 Davidsonの真理条件意味論（続き）

【前々回の復習】

1、デイヴィドソンの問題設定：文の意味の合成性compositionalityの説明

デイヴィドソンは、「文の意味がどのように語の意味に依存するのか」（邦訳p.2）言い換えれば、文の意味の合成性を説明しようとした。彼はまずいくつかの提案を検討して批判した。

提案1 「一つの提案は、文の各単語に対して、意味としてある存在者を割り当てるということから事を始めようというものである。」

「テアイテスは飛ぶ」の意味を説明しようとして、<テアイテス、飛ぶ>というように、語の意味を並べても文の意味は生じない。そこで二つの語と語の意味の関係を<例化instantiating>として、つまり「テアイテス」は「飛ぶ」を例化していると考えて、それを加えて、<テアイテス、例化、飛ぶ>としても、やはりこの3つが集まって、どうして文の意味になるのか、不明である。そこで、これら3つの関係をまた表示したとしても、以下同様に、無限に反復しなければならない。

提案2：フレーゲの「不飽和」というアイデア

そこで登場するのが、述語を不飽和な表現であるとするフレーゲのアイデアである。しかし、デイヴィドソンは、これでは解決にならないという。

●フレーゲの立場からの解決案1

文の意味meaningを指示reference（フレーゲのいうBedeutung）と同一視すると、文のBedeutungは真理値であるので、真理値が同一である「太陽は東から昇る」と「 $2 + 2 = 4$ 」がsynonymousであることになってしまう。これはおかしい。

●フレーゲの立場からの解決案2

文の意味meanignをフレーゲのいう文のSinnだと考えてみよう。この場合には、文のSinnを語のSinnから合成することができない。なぜなら、述語のSinnは文のSinnへの貢献であるから、述語のSinnを理解するには、文のSinnを理解しなければならず、論点先取となるからである。

（入江の感想：このフレーゲに対する批判は、性急すぎるような気がしますが、どのように反論したらよいのか、いまのところうまく言えません。）

提案3：統語理論と辞書があれば、意味がわかるという提案。

今仮に「これはリンゴだ」の意味は解らないが、「これは()だ」という表現の意味が解っているとしよう。このとき、「リンゴ」の意味を辞書で引いたら「バラ科の落葉高木」という説明があり、この二つが完全に同義だとしよう。このとき、我々は「これはリンゴだ」と「これはバラ科の落葉高木だ」という文が同義だろうと解る。しかし、その意味が解っているとはいえない。

2、デイヴィドソンのアイデア

上記の提案3は、文法と辞書を用いるならば、

「これはリンゴだ」は「これはバラ科の落葉高木だ」を意味する
がいえるということであった。しかし、この同義性を理解したとしても、その意味は理解できない
ままである。

「文の諸部分は、それが現れる文の意味に体系的な貢献をする、という存在論的に中立的な意味
を除いては、意味をもつということを想定しない」(p.8)とし、「意味についてのある全体論的な(h
olistic) 見解」(p.8)を採用して次のような形式を考えよう。

(M) s は p ということを意味する (s means that p)

言語L中のすべての文について、文法や辞書を活用して、このようなM文を構成できたならば、そ
れでLの意味論を与えられるのかもしれないが、この場合にも、やはり「リンゴ」のケースと同じ
であって、「意味する」とはどういうことであるのかの説明が残ってしまう。そこでDavidsonは、
「意味する」という語を使わずに文の意味を説明しようとし、つぎのようなT文を考える。

(T) s がTであるのは、pの場合その場合に限る (s is T if and only if p)

このT文は、対象言語の文 s が真であることを、メタ言語で定義した「タルスキの《規約T》(Conve
ntion T)」(p.10)と呼ばれるものである。

「[タルスキの真理]定義は、すべての文の真理に関する必要十分条件を与えるという働きをするの
であり、また真理条件 (truth condition) を与えることは、文の意味を与える一つの仕方なのであ
る。ある言語に関する真理の意味論的概念を知るということは、ある文——任意の文——が真である
とはどういうことかを知ることであり、そしてそのことは、実質上、その言語を理解する
ということに等しい。」(p. 11)

3、T文の意味定義としての欠陥

しかし、以上のようなT文は、意味の定義として不十分である。それを以下に説明しよう。

(1) 難問：M文とT文

- ① 文「S」は、Pを意味する。 (M文)
- ② 文「S」が真であるのは、Pの場合その場合に限る。 (T文)

①が成り立つならば、②が成り立つ。これによって、T文は、「意味する」という表現の内包の理
解に訴えずに、意味を外延的に説明できることになる。しかしながら問題がある。それは、②が成り
立つても、①が常に成り立つとは限らない、ということである。例えば次の場合には、③と④は共
に成り立つ。

- ③ 文「雪が白い」は、雪が白いということを意味する。
- ④ 文「雪が白い」が真であるのは、雪が白い場合その場合に限る。

しかし次の場合には、⑥は成り立つが、⑤は成り立たない。

- ⑤ 文「三角形 x の二辺の長さが等しい」は、三角形 x の二つの角が等しいを意味する。
- ⑥ 文「三角形 x の二辺の長さが等しい」が真であるのは、三角形 x の二つの角が等しい場合その場合に限る。

すべてのT文が、文の意味を与えるのではない、ということである。

飯田隆氏にならって、T文が成り立つならばM文が成り立つというような特殊なT文を「解釈的T文
interpretive T-sentence」と呼ぶことにしよう。このT文の中からM文に依拠することなく解釈的T文だけを作り出す理論（解釈的T理論）が必要である。

「(II) 言語Lの文Sが p ということを意味するための必要十分条件は、
(T) S は真である $\Leftrightarrow p$
が、Lの解釈的T理論の正規的定理として得られることである。」（飯田隆『言語哲学大全4』p. 2
10）

「真理条件意味論」は、厳密に言うと次の主張になるだろう。

＜文Sの意味とは、(T) Sは真である $\Leftrightarrow P$ が、Lの解釈的T理論の正規的定理として得られる場合の「P」が表す条件が満たされているという思想である＞

(2) 問題解決に向けて

問題は、この解釈的T文をどのように決定するかである。このときに、M文を利用することは出来ない。なぜなら、解釈的T文は文Sの意味を理解するために必要なのであるから、文Sの意味を前提することはできないからである。

ジェリー・フォダー＆アーネスト・ルポア『意味の全体論』（柴田正良訳、産業図書）の第三章において、彼らは、この問題を「外延問題」と名づけて、デイヴィッドソンが3つの提案をしていましたと述べている。

「提案1：自然言語が合成的な意味論的構造を示す、という事実を利用せよ。とくに、同じ表現が同じ意味をともなった（無限に）多くの文の中に繰り返し現れうる、という事実を。これは「真理と意味」の中で構想された主要戦略である。」

「提案2：見込みの或る真理理論のT文は法則である、となることを要求せよ。これは「フォスターへの回答」と「真理と意味」に1982年につけられた注11において構想された戦略である。」

「提案3：Lについての見込みのある真理理論が含意するT文によればLの話し手が真だとみなす文の大部分は真である、となることを要求せよ。これはデイヴィッドソンの「寛大の原理」の一つのヴァージョンであり、「根元的解釈」の中で構想された主要戦略である。」90

提案1は、「意味の合成性」による解決（論文「真理と意味」で構想されている）

提案2は、「見込みのある真理理論のT文は法則である」という「法則性」による解決（論文「フォスターへの回答」と「真理と意味」に1982年につけられた注11において構想されている）

提案3は、「寛大の原理」による解決（論文「根元的解釈」で構想されている）

(解決案1) 意味の合成性による「外延問題の解決」

① 「雪は白い」が真なのは、草は緑の場合その場合に限る。 (「真理と意味」邦訳 p. 13)

このT文①は真である。しかし、次の②や③は真であるとはかぎらない。

② 「山の上に雪がある」が真なのは、山の上に草がある場合その場合に限る。

③ 「ノートは白い」が真なのは、ノートは緑である場合その場合に限る。

つまり、①が真であるとしても、②や③が成り立たないならば、我々は①を解釈的T文ではないとみなすことができる。つまり、個別のT文だけでは、それが解釈的T文になるかどうかを判定できないが、T文の全体が与えられたならば、そこから解釈的T文を取り出すことが出来るかもしれない。これは、文の意味が語の意味から合成されているということを前提している。

残る問題1 : coreferencial expressions

「二等辺三角形」と「二等角三角形」のようなcoreferencial expressionsの場合には、その意味の違いを、上記のやり方で取り出すことが出来ない。

しかし、例えば信念文（のような内包的文脈）を用いるならばそれが可能になる。

④ 「彼は二等辺三角形の内角の和が2直角であると信じている」が真であるのは、彼が二等辺三角形の内角の和が二直角であると信じている場合その場合に限る。

この④は真となるとは限らないので、ここから次の⑤が解釈的T文でないことを示せるだろう。

⑤ 「三角形xの二辺の長さが等しい」が真であるのは、三角形xの二つの角が等しい場合その場合に限る。

しかし、これでは外延的意味論を作るという目標に反することになりそうだ。

残る問題2 : 論理的真理が入り込む場合。

⑥ 「雪は白い」が真なのは、雪が白くかつPならばPである場合その場合に限る。

このT文は真であるが、しかしこれは解釈的T文ではない。

残る問題3 : T文の全体が与えられたならば、そこから解釈的T文を取り出すことが出来るとしても、その仕方を具体的なマニュアルにしなければ、意味理論にはならない。これを次に見よう。

(解決案2) T文の標準的証明を与える

「有望に思われるかもしれない一つの手は、次のように主張することである。すんわち、我々が異国語のある文を解釈する時、対応するT文のみにもとづいてそれが可能になるわけではなく、むしろそれを可能にするのはT文の標準的証明(the canonical proof of a T-sentence)である、と。真理理論が与えられれば、一連の双条件文を真理理論の導きに応じてたどり、一意性のためには、双条件文の右方向と左方向の含意の[適用]順位を支配する決定を特別に要請することで、標準的証明は容易に構成できる。」 (論文「根元的解釈」邦訳 p. 140)

●解釈的T理論の作り方

「理論Tθ1の正規的証明手続きというものを規定しよう。それは、L1の各文Sについて、その特定のT文を証明するための実効的な手続きである。正規的証明手続きによって構成された証明を「正規的証明」、正規的証明手続きによって証明された定理を「正規的定理」とよぶ。」(飯田隆『言語哲学大全IV』p. 203)

「まず、Tθ1における証明とは、L1のメタ言語に属する文の並びで、その各行が、

1. Tθ1の公理であるか、あるいは、
2. その証明の以前に現れている文から、三つの導出規則UI、SI、SEのいずれからによって得られる文

であるものである。導出規則UI (Universal Instatiation) は、

すべての α について、 $\Sigma(\alpha)$

$\Sigma(a)$

と表される。SI (Substitution of Identicals) と SE (Substitution of Equivalents) は、

$\Sigma(N)$

N=M

$\Sigma(M)$

$\Sigma(A)$

A↔B

$\Sigma(B)$

」(p. 205)

<Tθ1の公理> (p. 206)

公理T1 L1のすべての名前 α について、L1のすべての述語 β について、 $\beta\alpha$ が真である $\Leftrightarrow V(\alpha) \in V(\beta)$

公理T2 L1のすべての文 ϕ について、L1のすべての文 ψ について、「 $(\phi \wedge \psi)$ 」は真である $\Leftrightarrow \phi$ は真である、かつ、 ψ は真である

これに加えて、名前の公理や述語の公理が設定される。例えば

$V('a') = \text{アキコ}$

$V('H') = \{x \mid x \text{は幸せだ}\}$

<Tθ1の正規的証明手続き>

「1. 公理T2を繰り返し適用する。

2. 公理T1を適用し、その文を構成している名前と述語についての公理を証明に加えよ。

3. 公理T1を適用した後で、集合論に属する公理SET

N は $\{x : \Phi(x)\}$ の要素である $\Leftrightarrow \Phi(N)$

の適切な適用例を証明に加えよ。

4. SIもしくはSEを用いて、等値式の右辺から意味論的用語——「真である」および「V」——を順次消去せよ。」

(pp.205-206)

●残る問題1：解釈的T理論の公理について

クワインは、「エヴァンス&マクダウェル『真理と意味』の書評」において次のような公理設定の問題を指摘する（参照、フォーダー&ルポア『意味の全体論』p. 99）

「あらゆる x に関して（ x は「は白い」を満足するのは（ x が白くかつ p ならば p である）場合

であり、またその場合に限られる)」
を述語の公理とすると、そこから前述の

⑥「雪は白い」が真であるのは、雪が白くかつPならばPである場合その場合に限る。
のような文が正規的証明によって正規的定理として導出される。

このような公理を排除するにはどうすればよいのだろうか。それは常識的な「言語的直観」に頼る
しかないのだろうか。具体的な言語についての解釈的T理論は、経験的理論であり、その検証には、
「言語的直観」に頼るしかないのだろうか。

そこで登場するのが「根元的解釈」における「寛大の原理」である。次にこれを検討しよう。